



▲洲本市・五色町合併協議会の事務所開き (H15.2.19)



▲ウェルネスカップグラウンドゴルフ大会 (H15.4.16)



◀ 広報第485号 (H15.12.15 発行)



▲アイガモ米で三世代もちつき (H16.1.20)



▲配置分合に係る決定書交付式 (H17.6.14)



▲台風23号で町内に大きな爪跡 (写真一三野畑地区)



▲堺活性化委員会主催による阪神タイガースふれあい野球教室 (H16.12.12)



▲ふるさとの偉人特別展「三島徳七博士展」オープン (H17.11.10)

- 7 ロシア・クロンシュタット市と姉妹都市提携
- 10 「若葉台団地」分譲開始
- 10 広石保育園舎完成
- 10 第83回兵庫県畜産共進会開催
- 12 高田屋嘉兵衛トリコルドの対談像設置
- 平成14
  - 1 洲本市・津名町・五色町合併協議会を設立
  - 3 広域火葬場「五色台聖苑」竣工
  - 3 町営住宅「第2広石中団地」竣工
  - 4 五色・三ノ宮間高速バス運行開始
  - 4 完全学校週5日制スタート
  - 7 町立図書館「えるる五色」開館
  - 8 住民基本台帳ネットワークシステム稼動
  - 10 風力発電施設竣工
- 平成15
  - 1 五色町体育協会設立30周年記念式典開催
  - 10 五色町長、来馬章雄氏無投票当選
  - 2 洲本市・五色町合併協議会設立
  - 3 町営住宅「朝日ヶ丘団地」竣工
  - 5 アスパ五色「体育館」オープン
  - 8 交野市・五色町・山田村トライアングル友好都市提携10周年
  - 12 都志川「都橋」完成
- 平成16
  - 2 三島徳七博士記念碑建立
  - 3 県道鳥飼浦洲本線「広石下バイパス」開通
  - 3 町営住宅「第2都志団地」竣工
  - 4 新「五色診療所」オープン
  - 6 洲本市・五色町合併協議会休止
  - 10 台風23号襲来
  - 12 洲本市・五色町合併協議会再開
  - 12 役場新庁舎完成
- 平成17
  - 2 広石小学校校舎完成
  - 3 町営住宅「鳥飼中団地」竣工
  - 3 第5回全国菜の花サミットinあわじ開催
  - 3 洲本市との合併関連議案が否決、再提案し可決
  - 5 第8代山口一紀町長誕生
  - 6 配置分合合併に係る決定書交付式
  - 8 高田屋公園「ログハウス」起工
  - 8 特別養護老人ホーム「五色サレホール」増床工事起工
  - 10 第3回北方領土歴史サミット開催
  - 10 のじぎく兵庫国体「リハーサル大会」開催

## 新「洲本市」に望む

五色町老人クラブ連合会長

齋藤 貢さん



2月11日、新洲本市として発足しますが、私は『これだけは守ってほしい』と切望します。新洲本市は、旧市、旧町の良い部分を持ち寄り、相互の意見を十分に出し合った中から創造することが必要です。また、いたずらに目先の問題にとられる事なく、5万2千人の住民の事を常に念頭に置き、新たな地方自治とは何かを考えなければなりません。

特に次の三点については考えて頂きたい。  
一、農漁業の将来をどのような方向で推進するのか。  
二、五色町の健康福祉の問題をどうするのか。  
三、警察の派出所を置くこと。

先ず農漁業の問題ですが、もっと合理的な農漁業であって欲しいと思います。菜の花農業のように、試験的農業は絶対にやめ採算の取れるように心掛けていく必要があります。

次に健康福祉の問題では、五色町の健康福祉行政は在宅を基本に、地域の医療機関が中心として成り立っています。このような実情を踏まえ、3つの直営診療所における特別会計方式は絶対に崩してはなりません。

最後に警察行政の派出所の件については、道路事情として、特に県道の改良が十分でない為、役場周辺に警察の派出所を置き運転免許の更新や警察への行政相談、そして消防団との連携等が必要不可欠であります。

### 合併目前にして

# みなさんからメッセージ

## 五色町の思い出 新市への想い・期待

### 新市でのいずみ会活動

いずみ会会長

中田 紗恵子さん



ます。

さて、昭和の合併から50年、平成の大合併という大きな波の中で、本年は新市洲本市として大きな飛躍の年を迎えました。

五色町は行政の柱を健康福祉の町として、施設も充実し住民サービスも行き届き、全国でも名を知られた町となりました。その中でいずみ会も健康祭、ライフステージ別事業等、行政の方々や住民の方々と力を合わせ、食の健康について色々考えて活動してきたことが、良い思い出となりました。

住みよい土地で生きがいを持ち、健康で長生きしたいと思うのは永遠の願いです。

超高齢化社会又、生活習慣病が懸念される中で、私達いずみ会も洲本市いずみ会と力を合わせ、行政、住民の方々と手をたずさえながらも一度原点に戻り、正しい食の取り方について地域に根ざした活動を地道に行ってまいりたいと思います。新市になりましたも、大きく健康の輪が広がって行くことを願ってやみません。



## 若者を育む新市に

鮎原公民館長

毛 笠 久 夫 さん



紅葉便りに誘われて、久方振りに白巢城跡に登った。深緑の山を登ったときは違い、一変した景色。黄色や赤色の鮮やかな表情で迎えてくれた。空気はいやに澄んでいて、ややひんやりとはしていたが、絶好の小春日和。

景色に見とれ、自然と故郷に育まれた幼い頃の思い出が走馬灯のように浮かんだ。都志川の閑止めダムで、メダカや鮒と一緒に泳いだこと。細波の音のリズムに合わせ渚を走り、母の手とで拾った五色石のこと。葉塚の立つ田圃路を牛追う友が夕日の中に消えていったこと。菜の花畑でかくれんぼ遊びのこと。などなどスケッチブックにえがき留めたい衝動に絡れた。

そして、想いは新市(洲本市)へのビジョンに馳せる。更なる健康・福祉の市。産業の市。芸術とスポーツの市。景観の市。人情豊かな市。そして何と云っても平和で安全・安心な市。こんなに多くの夢を抱いて、思わず溜め息をついてしまった。だが、心地良い満足感に浸り帰路に着いた。74年間、人間をしてきた私の新市への夢は大きく広がる。

## 新市誕生おめでとうございませう

五色町青年団長

武 田 悦 治 さん



この度は記念すべき広報ごしきの最終号に寄稿させていただきました。御礼申し上げます。また今回、この号を迎えることが出来たことは歴史町長はじめ職員皆様方の並々ならぬ御努力の成果とお慶び申し上げます。

五色町の、これまでの事業展開を拝見して参りましたもの一人として感想を述べさせていただきますと、この半世紀の五色町の歴史は、一見なんでもないように見えて、実は手堅い計画性の歴史と言いつても過言ではないでしょう。

業界に波紋を投げかけた鮎の郷をはじめとする宅地開発、またアスパ。五色などは、同業者にも大きな衝撃を与えましたことは記憶に新しいことと思えます。このように先見性に富んだ事業展開は、まさに業界のバイオニアという形容がふさわしいでしょう。今年で50周年を迎える五色町は、まさに飛び立とうとする若鷲のような柔軟性と果敢な行動力を底に秘めていると思われれます。

そのような中、洲本市との合併ということで寂しい限りですが、ぜひ、その若い力を新市へと引き継いでフルに発揮し、ますますのご発展をされますよう祈念して、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

## 新市への夢

五色中学校生徒会長 玉井 駿くん(写真中央)

新市になることで、洲本の中学校との交流が増えるので、五色の良い所が洲本の生徒にわかってもらえると思うので、とても合併を楽しみにしています。

## 五色町の良い所

五色中学校生徒会副会長 小椋 一 弘くん(写真右側)

五色町は緑豊かで、自然がたくさんあるとて良い町だと思えます。洲本市と合併してもこの緑豊かな町であることを楽しみにしています。

## 新市への希望

五色中学校生徒会副会長 松村 明 美さん(写真右側)

合併しても五色の良いところを生かすことができ、今の五色町・洲本市よりも良い所が増えるように、市民の私達も努力していきたいと思えます。

## 新市への思い

五色中学校生徒会書記 清水 雄 介くん(写真左側)

山があり海もある自然の豊かな五色町。このような自然を新市になっても残し、生かして、将来このまちが大きく発展していけたらと思います。

## 新市になったら

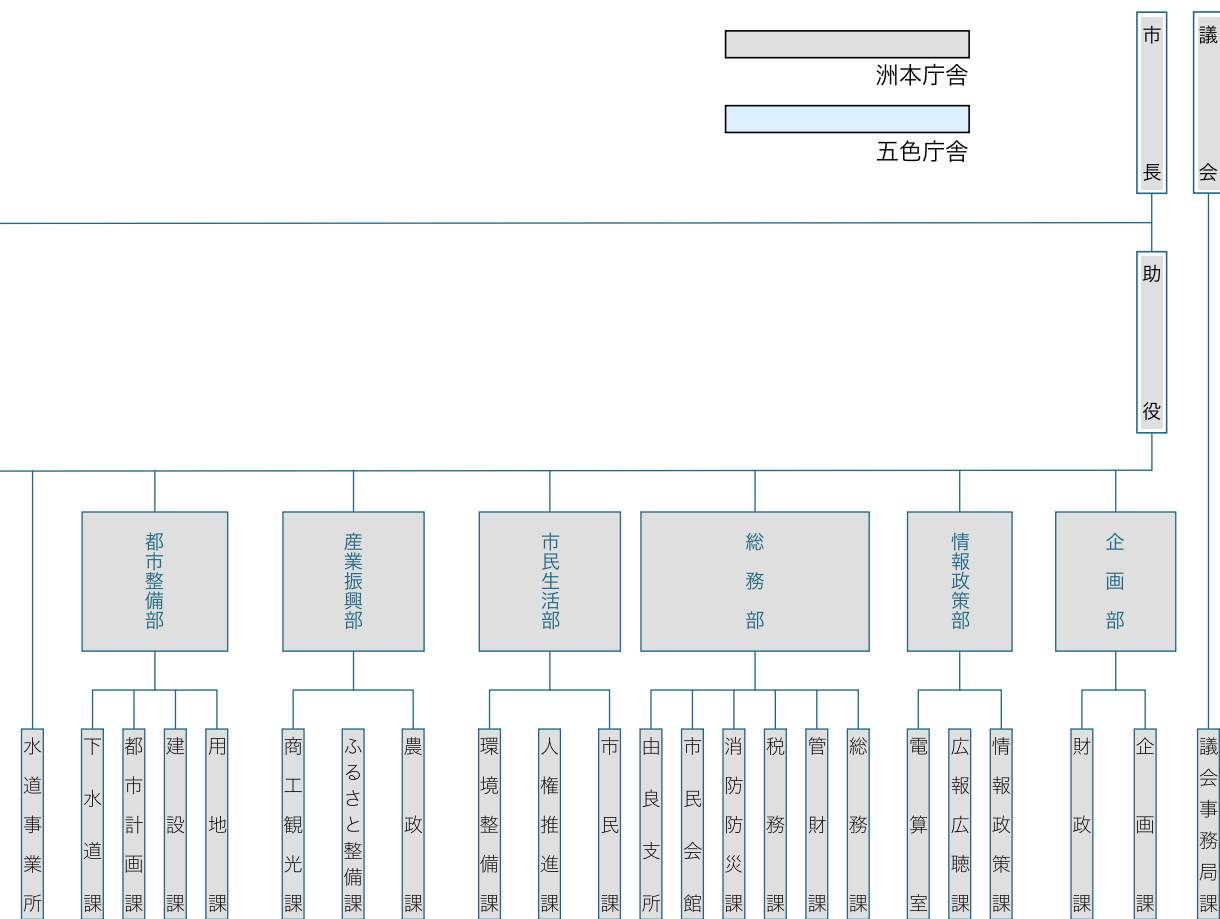
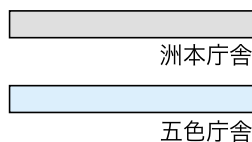
五色中学校生徒会書記 高丸 沙 也さん(写真左側)

五色町と洲本市が合併し、新たに洲本市となりますが、「五色」が「洲本」にのみこまれないように、洲本市の中の五色町をアピールして、淡路で一番といえるくらい良い市になってほしいと思います。



事務機構及び組織の整備方針

- 1 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる機構・組織
- 2 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織
- 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる機構・組織

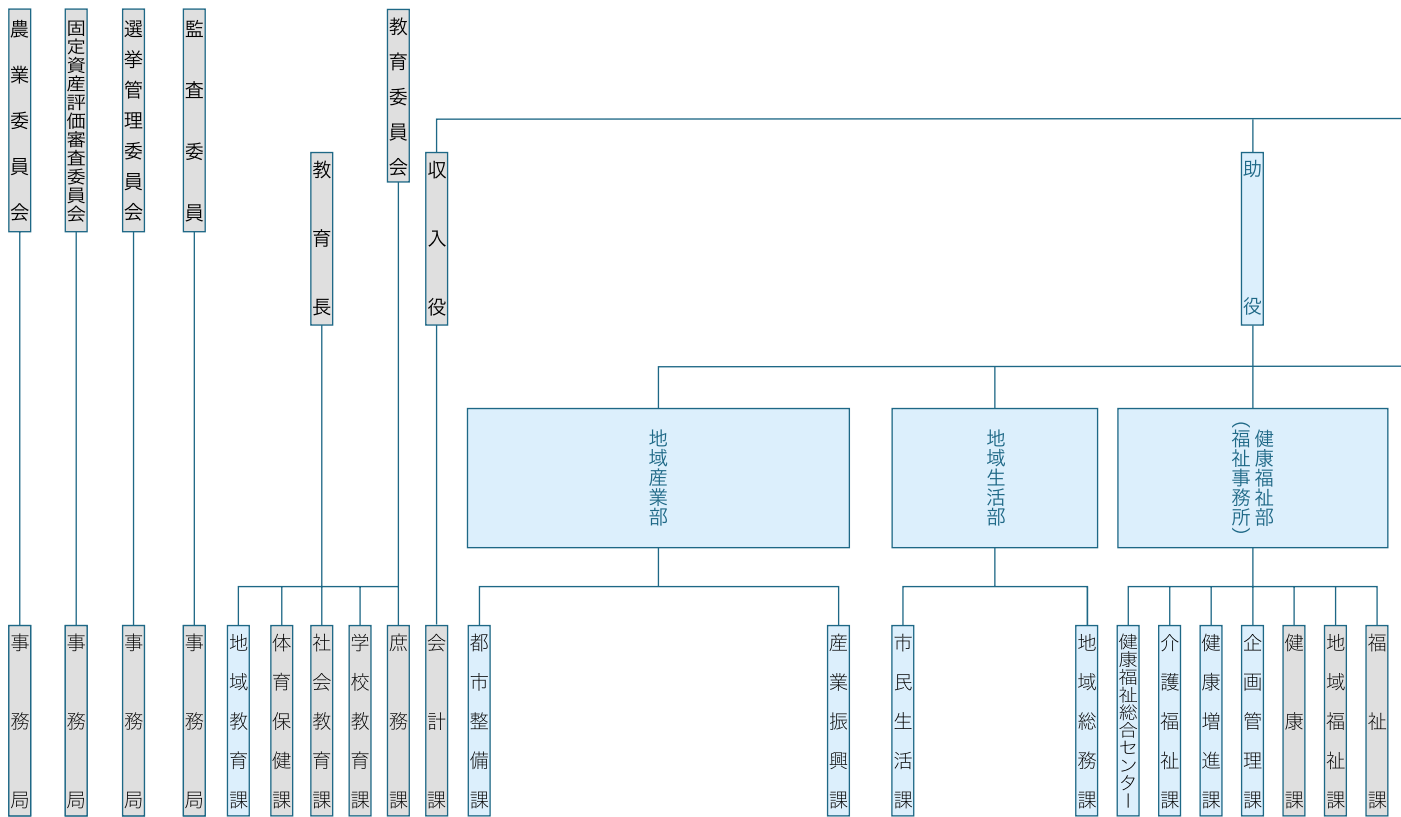


洲 本 庁 舎

水道事業所	都市整備部	産業振興部	市民生活部	総務部	情報政策部	企画部	議会事務局
簡易水道 上水道	河川、港湾、海岸、橋梁、道路、住宅、公営住宅、都市計画 建築確認・建築物等の建築規制 土地利用計画策定等 公共下水道 浸水対策	農業振興 農業関連制度資金 畜産振興 土地改良事業 農地等災害復旧事業 水産振興 林務 観光産業の振興 商工業の振興 労働政策	戸籍 国民年金 住民基本台帳 市民相談 環境教育に係る啓発 環境保全 公害 し尿処理 犬、猫 ごみ処理	市有財産の管理 消防防災 防災計画(地域防災) 職員の人事 市税等 支所・出張所 例規整備等	IT特区 地域インターネット CATV 庁内LAN 広報広聴 自治会 国勢調査その他統計調査	総合基本計画 地域審議会 市長及び助役の秘書 市の財政計画及び財産調査 予算の編成	市議会の事務 議会広報紙の発行

# 新市の行政組織

## 主な業務



洲本庁舎 | 洲本庁舎 | 五色庁舎 | 洲本庁舎

<p><b>農業委員会</b></p> <p>農地法に基づく許可申請 農業者年金</p>	<p><b>固定資産評価審査委員会</b></p> <p>不服の審査決定</p>	<p><b>選挙管理委員会</b></p> <p>各種選挙の執行・管理 選挙啓発</p>	<p><b>監査委員</b></p> <p>各種監査</p>	<p><b>教育委員会</b></p> <p>教育委員会 学校教育 社会教育 社会体育</p>	<p><b>地域産業部</b></p> <p>五色地域の 農業振興 農業関連制度資金 畜産振興 畜産振興 土地改良事業 農地等災害復旧事業 水産振興 林務 観光産業の振興 商工業の振興 労働政策 都市計画 公営住宅 道路、橋梁 河川、港湾、海岸 建築確認・建築物等の建築規制 土地利用計画策定等 上下水道 公共下水道・浸水対策</p>	<p><b>地域生活部</b></p> <p>五色地域の 地域審議会 地域振興 消防防災 戸籍等 市税等 国民年金 住民基本台帳 市民相談 ごみ処理 し尿処理 犬猫</p>	<p><b>健康福祉部</b></p> <p>民生委員、児童委員 災害弔慰金支給等災害救援 国民健康保険 福祉医療 直営診療所 老人・母子保健 健康づくり 老人クラブ 老人福祉 児童福祉 障害福祉 生活保護 介護保険</p>
--	--	--	--------------------------------	---	---	--	--

# 洲本市・五色町合併まで いよいよあと1ヵ月となりました。

合併したら、  
どうなるの？



## 新市の将来像

『健康で暮らしよさを実感できる安心・生活都市』

市章・市旗



市章



市旗

## 新市の人口・世帯数・面積

	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km <sup>2</sup> )
洲本市	38,926	15,079	124.25
五色町	11,100	3,605	58.21
新「洲本市」	50,026	18,684	182.46

※人口・世帯数は、平成17年「国勢調査」による。

※面積は、国土地理院面積調(平成16年10月1日現在)による。

## 主な使用料・手数料等

種類	単位	金額
戸籍の全部事項証明、個人事項証明の交付	1通	450円
住民票、除住民票の写しの交付	1通	300円
外国人登録に関する証明	1通	300円
住宅用家屋証明申請	1件	1,300円
臨時運行許可申請	1両	750円
船員手帳の交付又は書き換え	1件	1,950円
鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付	1件	3,400円
犬の登録	1頭	3,000円
はり紙・はり札	100枚	300円
印鑑登録証明書交付	1件	300円
その他	1件	300円
情報公開手数料	1件	300円
係留施設	艇長6m未満の船舶	1隻/1月 3,000円
	艇長6m~7.5mの船舶	// 4,100円
	艇長7.5m以上の船舶	// 4,100円に艇長が1mまたは1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額

## 地方税

### 個人市民税

- 現行のまま変更はありません。
- 均等割：3,000円
- 所得割：所得金額に応じて3~10%

### 固定資産税

- 現行のまま変更はありません。
- 税率：1.4%

### 法人税

- 税率については、現「洲本市」の例によります。ただし、合併後5カ年は、現行の税率を採用し、不均一課税となります。

#### 【法人均等割の税率】

法人区分	洲本市の税率	五色町の税率
1号法人	3,600千円	3,000千円
2号法人	2,100千円	1,750千円
3号法人	492千円	410千円
4号法人	480千円	400千円
5号法人	192千円	160千円
6号法人	180千円	150千円
7号法人	156千円	130千円
8号法人	144千円	120千円
9号法人	60千円	50千円

#### 【法人税割の税率】

区分	税率	備考
洲本市の税率	12.3%	
	14.7%	資本等が1億円以上かつ法人税額が4百万円を超える法人
五色町の税率	12.3%	

### 都市計画税

- 現「洲本市」の例のとおりです。

### 軽自動車税・市町たばこ税・鉱産税・入湯税

- 現行のまま変更はありません。

### 納期

税目	納期
個人住民税	第1期：6月17日~6月30日
	第2期：9月17日~9月30日
	第3期：11月17日~11月30日
	第4期：1月17日~1月31日
固定資産税	第1期：5月17日~5月31日
	第2期：8月17日~8月31日
	第3期：12月10日~12月25日
	第4期：2月17日~2月末日
軽自動車税	5月17日~5月31日
都市計画税	第1期：5月17日~5月31日
	第2期：8月17日~8月31日
	第3期：12月10日~12月25日
	第4期：2月17日~2月末日



## 介護保険について

### 保険料

第1号被保険者の月額

区分	料金	備考
洲本市	3,200円	左記の金額は平成17年度末までです。平成18年度以降の額については、新市において調整します。
五色町	2,800円	

### 納期

- 7月、8月、10月、12月、2月の5期となります。

## 老人福祉関係

### 在宅ねたきり老人紙おむつ給付事業

- 平成17年度末まで現行のとおり実施します。
- 平成18年度から月額3,000円で統一します。

### 老人入浴サービス事業

- 現行のとおり新市に引き継ぎ、統一して実施できるように調整します。

### やさしい住まいづくり事業

- 平成17年度末まで現行のとおり実施します。
- 平成18年度から住まいの浴室・便所等の改造にかかる経費について60万円を限度に助成することで統一します。

## 保健衛生関係

### 予防接種

事業名	区分	内容
集団接種	名称	ポリオ生ワクチン 1回対象人数100~130人
	開催回数等	年8回(5~6月と11月)
	会場等	5~6月 (洲本会場で3回、五色会場で1回) 11月 (洲本会場で3回、五色会場で1回)
集団接種 (学校)	名称	二種混合
	開催回数等	年1回13校
	会場等	洲本会場(8小学校) 五色会場(5小学校)
高齢者 インフルエンザ	内容	自己負担金1,000円 各医療機関で接種
個別接種	名称	BCG、三種混合、麻疹、風疹、 日本脳炎(一時中止)
	対象	BCG、三種混合…生後2ヶ月児 麻疹、風疹 ……生後11ヶ月児

## 老人・成人保健事業(健診)

区分	内容
会場	洲本会場：夏期12日間 8会場 冬期2日間 1会場 五色会場：7日間 3会場
健診項目	集団検診：基本健診、肺がん健診、大腸がん健診、 乳がん健診、喀痰検査、肝炎ウイルス検査、 前立腺がん健診、子宮がん健診、 骨粗しょう症健診、歯科健診、
対象者	20歳以上：基本健診、胃がん健診、肺がん健診、 子宮がん健診、喀痰健診、大腸がん健診 歯科健診 40歳以上：乳がん健診、肝炎ウイルス検査、 骨粗しょう症健診 50歳以上：前立腺がん健診
自己負担額	■基本：1000円(70歳以上無料) ■大腸がん：500円 ■肺がん(結核)：無料 ■子宮がん：1200円 ■胃がん：1000円 ■乳がん：1700円 ■喀痰：500円 ■骨粗しょう症：1000円 ■前立腺がん：1500円 ■肝炎ウイルス：800円 ■歯科検診：無料

## 母子健康相談・学習

事業名	区分	内容
妊婦教室	内容	妊娠中の健康管理、 出産育児に関する教育及び相談
	開催回数等	2ヶ月に1回
	会場等	洲本庁舎(健康福祉館)
乳幼児相談	内容	健診後のフォロー、 気になる子どもの相談
	開催回数等	月2回
	会場等	洲本会場：月1回(第2金曜日) 五色会場：月1回(第1金曜日)
7ヶ月相談	内容	離乳食(2回食)の試食、 発達チェック
	開催回数等	月2回
	会場等	洲本会場：月1回(第4水曜日) 五色会場：月1回(第2水曜日)
2歳児相談	内容	発達チェック、歯科検診、 ブラッシング指導、フッ素塗布
	開催回数等	月1回(第3水曜日)
	会場等	洲本会場
保育所給食指導		現行のとおり新市に引き継ぎます。

## 母子保健事業

事業名	区分	内容
乳児健診	対象	4ヶ月、10ヶ月児
	実施日	第1、第3木曜日
	会場	洲本庁舎(健康福祉館)
1歳6ヶ月健診	対象	1歳7~8ヶ月児
	実施日	第4木曜日
	会場	洲本庁舎(健康福祉館)
3歳児健診	対象	3歳3ヶ月児
	実施日	第2木曜日
	会場	洲本庁舎(健康福祉館)

## 国民健康保健

### 税率

(平成17年度)

項目		所得割額税率 (対所得金額比)	資産割額税率 (対固定資産税比)	均等割額 (一人当たり)	平等割額 (世帯当たり)
医療分	洲本市	8.00%	15.00%	27,600円	27,600円
	五色町	6.00%	24.00%	22,000円	20,000円
介護 保険分	洲本市	1.90%	2.20%	8,700円	6,000円
	五色町	1.00%	5.00%	6,000円	3,500円

### 納期

- 6月、8月、10月、12月、2月の5期となります。

### 出産育児一時金

- 300,000円(1人)

### 葬祭費

- 50,000円(1件)

## 保育所保育料

単位：円/月

階層	区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	
第2階層	非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円	
第3階層	市民税の額 の区分が次の区 分の世帯	課税世帯で所 得割のある世 帯	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	所得割課 税世帯であ って、その 所得割の額 の区分が次 の区分の世 帯	64,000未満	30,000円	25,000円	23,000円
第5階層		64,000～ 100,000	37,500円	31,000円	28,000円
		100,000～ 160,000	40,000円	33,000円	30,000円
第6階層		160,000～ 240,000	43,000円	36,000円	33,000円
		240,000～ 408,000	47,500円	39,500円	36,000円
第7階層		480,000以上	51,000円	41,000円	38,000円

## 水道事業関係

### 加入分担金

(消費税含む)

メーター口径	料 金
口径 13mm	77,000円
口径 20mm	189,000円
口径 25mm	294,000円
口径 30mm	409,500円
口径 40mm	1,050,000円
口径 50mm	2,100,000円
口径 75mm	4,410,000円
口径100mm以上	管理者が別に定める

## 下水道使用料

種別	基本料金 (2ヶ月)	従量使用量(1m <sup>3</sup> )	
		使用量	料金
一般汚水	1,890円	20m <sup>3</sup> 以下	21円
		20m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	126円
		60m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	147円
		100m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	168円
		200m <sup>3</sup> ～600m <sup>3</sup>	220円
		600m <sup>3</sup> を超える	241円
公衆浴場汚水	1,890円	1m <sup>3</sup> につき	115円

### 水道使用料

水道料金(1ヶ月20m<sup>3</sup>当たり料金、一般用)

用途	口径	基本料金(月)	従量料金(m <sup>3</sup> )					
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
一般用	mm	円						
	13	1,155	10m <sup>3</sup> 以下 94.5円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 199.5円	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 304.5円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 399円	101m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup> 451.5円	301m <sup>3</sup> 以上 472.5円
	20	3,150						
	25	5,250						
	30	10,500						
40	16,800							
一般用	50	36,750	10m <sup>3</sup> 以下 94.5円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 199.5円	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 304.5円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 399円	101m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup> 451.5円	301m <sup>3</sup> 以上 472.5円
	75	73,500						
	100	126,000						
臨時用		一般用のとおり	1m <sup>3</sup> につき 882円					
公衆浴場用		一般用のとおり	50m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 168円					
原水用		196,350	3,000m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 136.5円					



# 合併に伴って手続きが必要なものは?

合併に伴う各種手続きについては以下のとおりです。手続きが必要となる場合もありますが、ほとんどの項目については手続きの必要はありません。ただし、ご本人の希望により変更手続きができるができるものもありますので、お問い合わせ下さい。

五色町役場代表 ☎33-0160

項 目	住所変更等の手続き	
	要・不要	手続きの方法など
口座振替 (市税・各種公共料金等口座振替)	不要	■口座変更の手続きは必要ありません。
住 民 票	不要	■手続きは必要ありません。 ○地番に枝番がある場合は、以下のとおり「の」を削除します。 (例)都志〇〇番地の〇→都志〇〇番地〇〇 ○「方書」(団地・アパート名・居室の番号)を表示します。 ○大字名変更の詳細は、「広報ごしき12月号、P6」をご覧ください。
戸 籍	不要	■手続きは必要ありません。
印鑑登録書(カード)	必要	■特に急いで手続きをする必要はありません。 ○合併後、新しい登録証と随時交換しますので、印鑑登録証(手帳)と印鑑をお持ち下さい。 ○登録証を紛失した方は、再登録手数料(150円)が必要です。
外国人登録証明書	必要	■特に急いで手続きをする必要はありません。 ○合併後、外国人登録証明書(カード)を持参されたときに住所変更の手続きを行います。
住民基本台帳カード ※3月中旬よりカードを利用した新市住民票、印鑑証明書等の自動交付サービスを実施予定。 ※五色町での住基カード交付申請は合併に伴うシステム変更のため1月23日(日)で締め切らせていただきます。	必要	■現在、カードをお持ちの方は、変更の手続きが必要です。 ○合併後、新しいカードと交換が必要です。(手数料無料) ○交換依頼の通知書を郵送しますので、通知書が届いたら交換の手続きをお願いします。 ※ただし、現在のカードは、合併後当分の間、使用できます。 ■現在、カードをお持ちでない方は、必要に応じて申込んで下さい。 ○住民基本台帳カード申込み方法 ・申込開始 平成18年2月 1日 ・交付開始 平成18年2月20日以降 ・手数料は、当分の間無料 ・申込みに必要なもの A 写真なしのカード・・・印鑑 B 写真ありのカード・・・印鑑、写真 (たて4.5cm×よこ3.5cm 無帽・無背景)
公的個人認証サービス(電子証明書)	必要	■現在、電子証明書の発行を受けている方は変更の手続きが必要です。 ○合併後、新しいカードと交換が必要です。(手数料無料) ■現在、電子証明書の発行を受けていない方は、必要に応じて申込んで下さい。 ○電子証明書申込み方法 ・申込開始 平成18年2月1日 ・交付開始 平成18年2月20日以降 ・手数料は、500円 ・申込みに必要なもの { 新市発行の住民基本台帳カード 官公署発行の顔写真付き本人確認資料(運転免許証、パスポート等) 印鑑

項 目	住所変更等の手続き	
	要・不要	手続きの方法など
国民健康保険被保険者 国民健康保険退職被保険者証 国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険特定疾病療養受療証	不要	■手続きは必要ありません。 ○3月中は現在の保険証等をご利用下さい。 ○4月以降は新しい保険証が3月中に郵送されます。 ○期限切れの保険証等は使用できませんので各自で破棄して下さい。 ○国民健康保険税を滞納している方は短期被保険証を交付します。
老人保健法医療受給者証 老人医療の限度額適用・ 標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受療証	不要	■手続きは必要ありません。 ○3月中は現在の受給者証等をご利用下さい。 ○4月以降は新しい受給者証が3月中に郵送されます。 ○4月1日以降、五色町の受給者証等は使用できませんので各自で破棄して下さい。
老人医療費受給者証 障害者医療費受給者証 乳幼児医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 寡婦医療費受給者証	不要	■手続きは必要ありません。 ○3月中は現在の受給者証等をご利用下さい。 ○4月以降は新しい受給者証が3月中に郵送されます。 ○4月1日以降、五色町の受給者証等は使用できませんので各自で破棄して下さい。
介護保険被保険者証 介護保険負担額減額認定証 社会福祉法人等利用者負担減免確認証 介護保険特定負担限度額認定証 介護保険利用者負担額減額・ 免除等認定証	不要	■手続きは必要ありません。 ○3月中は現在の被保険者証等をご利用下さい。 ○4月以降は新しい被保険者証等が3月中に郵送されます。 ○期限切れの被保険者証等は使用できませんので各自で破棄して下さい。
児童手当 児童扶養手当(証書含む) 特別児童扶養手当(証書含む)	不要	■手続きは必要ありません。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 通院医療費公費負担患者票	必要	■特に急いで手続きをする必要はありません。 ○合併後、手帳を持参されたときに住所変更の手続を行います。
支援費受給者証	不要	■手続きは必要ありません。
障害児福祉手当 特別障害者手当 重度障害者介護手当	不要	■手続きは必要ありません。
戦傷病者手帳	必要	■県から通知がありますので、住所変更の手続きを行って下さい。
健康手帳 母子健康手帳	不要	■手続きは必要ありません。
犬の登録・飼い主の住所	不要	■手続きは必要ありません。
原動機付自転車(125cc以下のバイク) ・小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	不要	■手続きは必要ありません。 (旧市町名の入った標識はそのまま使用できます。)
法人市民税に係る法人等の所在地	不要	■手続きは必要ありません。
市民税に係る特別徴収義務者の所在地	不要	■手続きは必要ありません。
保育所・幼稚園・小学校・中学校	不要	■手続きは必要ありません。
図書貸し出しカード	不要	■手続きは必要ありません。
道路占用継続申請	不要	■手続きは必要ありません。
入札参加資格審査申請	不要	■手続きは必要ありません。